

# 三郷町保育料徴収基準額表

階層区分		月額保育料				副食費 (金額は施設により異なります)	
		クラス年齢: 0~2歳児				クラス年齢: 3~5歳児	
				ひとり親世帯等(※)			
		保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	ひとり親世帯等(※)	
A	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	免除対象	免除対象
B	市町村民税非課税世帯						
C	市町村民税所得割合算額	48,600円未満	15,600円	15,440円	7,200円		
D		48,600円以上 57,700円未満	24,000円	23,680円			
E		57,700円以上 77,101円未満			24,000円	23,680円	
F		77,101円以上 97,000円未満	35,600円	35,120円			
G		97,000円以上 169,000円未満			48,800円	48,080円	
H		169,000円以上 301,000円未満	64,000円	63,040円			
I		301,000円以上 397,000円未満			83,200円	81,920円	
J		397,000円以上					

(※)ひとり親世帯等とは

保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及び次に挙げる児(者)が現在在宅している世帯とします。  
 ア)身体障害者手帳の交付を受けた者 イ)療育手帳の交付を受けた者 ウ)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者  
 エ)特別扶養児童手当の支給対象児 オ)国民年金の障害基礎年金等の受給者

## ◎多子世帯の負担軽減について◎

C・D階層	年長順で2人目は半額、3人目以降は無料 ただし、兄弟が保育所・幼稚園等を利用している場合、 2人目以降は無料	E~J階層	兄弟が保育所・幼稚園等を利用している場合、 2人目以降は無料
ひとり親世帯等の場合		C~E階層	年長順で2人目以降は無料
		F~J階層	兄弟が保育所・幼稚園等を利用している場合、 2人目以降は無料

- 保育料は原則として、児童と同一の世帯に属し、生計を一にしている父母又はそれ以外の扶養義務者(当該世帯において最大の収入を得ているものに限ります。)の市町村民税所得割額を基に決定いたします。
- 父母の総収入額が103万円以下で、同居(世帯分離を含む)の扶養義務者(祖父母等)がいる場合、そのうちの最多収入者を家計の主宰者とみなし、その方の市町村民税所得割額により保育料を決定いたします。
- 保育料の算定にあたり、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用されません。
- 4月~8月分の保育料は前年度の市町村民税所得割額で、9月~翌年3月分までの保育料は当年度の市町村民税所得割額に基づいて決定いたします。
- 保育料は口座振替で毎月月末(月末が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)が引き落とし日です。  
(例:4月分の保育料は4月30日にお引き落としいたします。)
- 保育料とは別に、各保育園で物品等の購入の際には実費徴収があります。  
購入する物品や金額等は各保育園によって異なりますので、詳細は見学時にお問合せください。